

合板の格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う合板の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この表示の様式及び表示の方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの表示の様式及び表示の方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0233-1 合板—第 1 部：一般要求事項

3 用語及び定義

この表示の様式及び表示の方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0233-1** による。

4 格付の表示の様式

4.1 普通合板

4.1.1 表面又は裏面に表示する場合

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a)～i)のとおりとする。

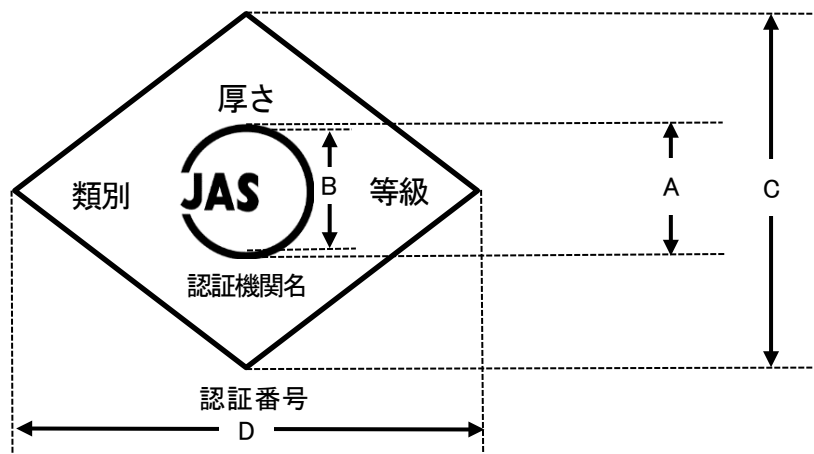


図 1—普通合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示する場合）

- a) A は、15 mm 以上、B は、A の 9/10 とする。
- b) C は、A の 2.6 倍、D は、A の 3.4 倍とする。
- c) JAS の文字の高さは、A の 3/10、認証機関名の文字の高さは、A の 9/50、その他の文字の高さは、A の 4/15 とす

- る。
- d) 外枠の線の太さは、A の 1/30 とする。
 - e) 類別は、1 類又は 2 類の別を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、類別を記載した場合は省略してよい。
 - f) 等級は、表面の品質の等級を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、等級を記載した場合は省略してよい。
 - g) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
 - h) 厚さの単位は、mm とする。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、厚さを記載した場合は省略してよい。
 - i) 認証番号は、認証品質取扱業者及び認証品質外国取扱業者（“認証品質取扱業者等” という。以下同じ。）の認証番号を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図 1 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.1.2 表面又は裏面に表示が困難な場合

格付の表示の様式は図 2 とし、次の a)～d)のとおりとする。

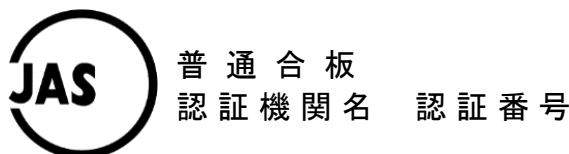


図 2—普通合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示が困難な場合）

- a) 円の外径は、10 mm 以上、内径は外径の 9/10 とする。
- b) JAS の文字の高さは、外径の 3/10 とする。
- c) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- d) 認証番号は、認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図 2 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.2 コンクリート型枠用合板

4.2.1 表面又は裏面に表示する場合

格付の表示の様式は図 3 とし、次の a)～f)のとおりとする。

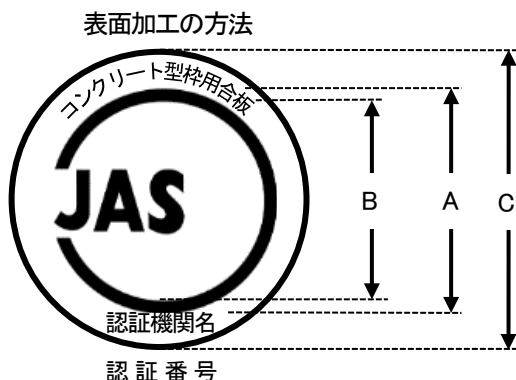


図 3—コンクリート型枠用合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示する場合）

- a) A は, 34 mm 以上, B は, A の 9/10 とする。
- b) C は, A の 1.3 倍, 外円の線の太さは, 内円の線の太さの 1/2 とする。
- c) JAS の文字の高さは, A の 3/10 とする。
- d) 表面加工の方法は, 表面加工品に限り, 塗装又はオーバーレイの別を記載する。ただし, **JAS 0233-1** の箇条 6 の表示に従って, 表面加工の方法を記載した場合は省略してよい。
- e) 認証機関名は, 略称を記載してもよい。
- f) 認証番号は, 認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし, **JAS 0233-1** の箇条 6 の表示に従って, 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また, 図 3 によらず, 当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.2.2 表面又は裏面に表示が困難な場合

格付の表示の様式は図 4 とし, 次の a)～c)のとおりとする。

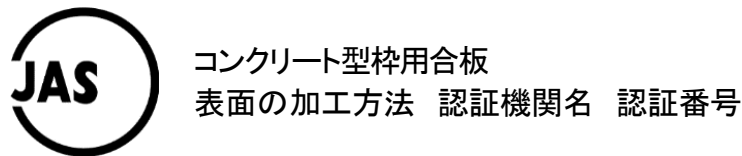


図 4—コンクリート型枠用合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示が困難な場合）

- a) 円の外径は, 10 mm 以上, 内径は外径の 9/10 とする。
- b) JAS の文字の高さは, 外径の 3/10 とする。
- c) 表面加工の方法は, 表面加工品に限り, 塗装又はオーバーレイの別を記載する。ただし, **JAS 0233-1** の箇条 6 の表示に従って, 表面加工の方法を記載した場合は省略してよい。
- d) 認証機関名は, 略称を記載してもよい。
- e) 認証番号は, 認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし, **JAS 0233-1** の箇条 6 の表示に従って, 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また, 図 4 によらず, 当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.3 構造用合板

格付の表示の様式は図 5 とし, 次の a)～h)のとおりとする。

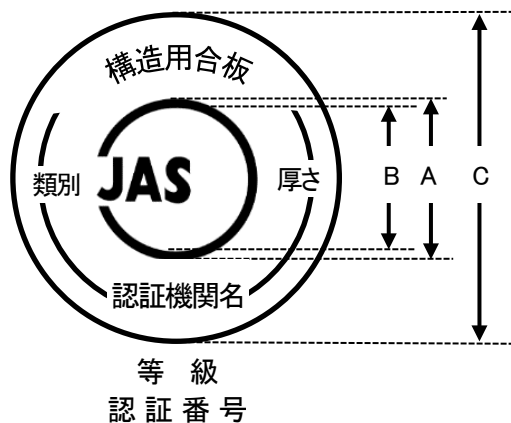


図 5—構造用合板の格付の表示の様式

- a) A は, 20 mm 以上, B は, A の 9/10 とする。
- b) C は, A の 2 倍, 外円の線の太さは, 内円の線の太さの 1/2 とする。
- c) JAS の文字の高さは, A の 3/10 とする。
- d) 類別は, 特類又は 1 類の別を記載する。ただし, JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って, 類別を記載した場合は省略してよい。
- e) 等級は, 1 級又は 2 級の別を記載する。ただし, JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って, 等級を記載した場合は省略してよい。
- f) 厚さの単位は, mm とする。ただし, JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って, 厚さを記載した場合は省略してよい。
- g) 認証機関名は, 略称を記載してもよい。
- h) 認証番号は, 認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし, JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って, 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また, 図 5 によらず, 当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.4 化粧ばり構造用合板

格付の表示の様式は図 6 とし, 次の a)~g)のとおりとする。

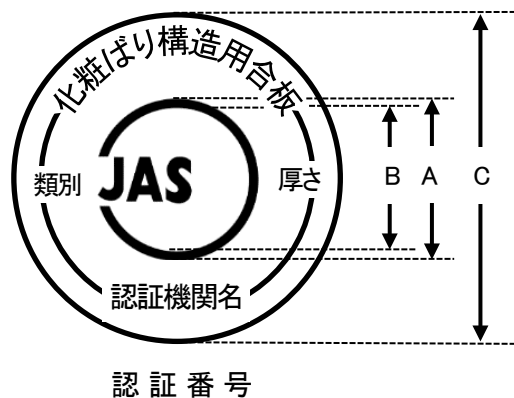


図 6—化粧ばり構造用合板の格付の表示の様式

- a) A は, 20 mm 以上, B は, A の 9/10 とする。
- b) C は, A の 2 倍, 外円の線の太さは, 内円の線の太さの 1/2 とする。
- c) JAS の文字の高さは, A の 3/10 とする。
- d) 類別は, 特類又は 1 類の別を記載する。ただし, JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って, 類別を記載した場合は省略してよい。
- e) 厚さの単位は, mm とする。ただし, JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って, 厚さを記載した場合は省略してよい。
- f) 認証機関名は, 略称を記載してもよい。
- g) 認証番号は, 認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし, JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って, 認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また, 図 6 によらず, 当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.5 天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板

4.5.1 表面又は裏面に表示する場合

格付の表示の様式は図 7 とし, 次の a)~i)のとおりとする。

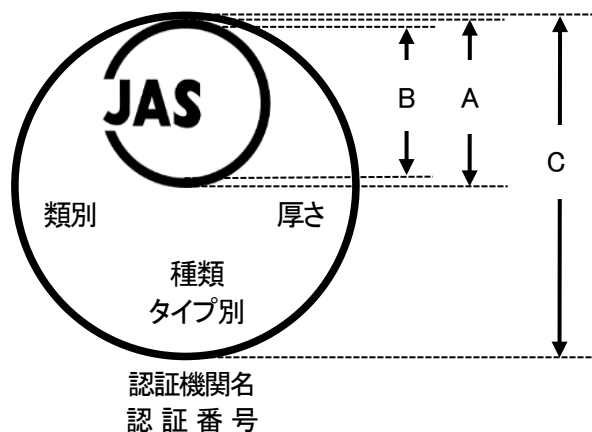


図7—天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示する場合）

- a) A は、15 mm 以上、B は、A の 13/15 とする。
- b) C は、A の 2 倍、線の太さは、a) の 1/2 とする。
- c) JAS の文字の高さは、A の 4/15 とする。
- d) 種類は、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の別を記載する。
- e) 類別は、1 類又は 2 類の別を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、類別を記載した場合は省略してよい。
- f) タイプ別は、特殊加工化粧合板に限り F, FW, W 又は SW の別を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、タイプ別を記載した場合は省略してよい。
- g) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- h) 厚さの単位は、mm とする。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、厚さを記載した場合は省略してよい。
- i) 認証番号は、認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図 7 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4.5.2 表面又は裏面に表示が困難な場合

格付の表示の様式は図 8 とし、次の a)～h) のとおりとする。

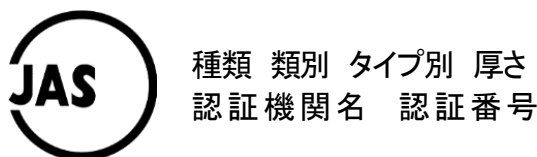


図 8—天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示が困難な場合）

- a) 円の外径は、10 mm 以上、内径は外径の 9/10 とする。
- b) JAS の文字の高さは、外径の 3/10 とする。
- c) 種類は、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の別を記載する。
- d) 類別は、1 類又は 2 類の別を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、類別を記載した場合は省略してよい。
- e) タイプ別は、特殊加工化粧合板に限り F, FW, W 又は SW の別を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、タイプ別を記載した場合は省略してよい。

- f) 厚さの単位は、mm とする。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、厚さを記載した場合は省略してよい。
- g) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- h) 認証番号は、認証品質取扱業者等の認証番号を記載する。ただし、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してよい。また、図 8 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

5 格付の表示の方法

各個（普通合板、天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板のうち、2 次加工用としてこり単位で消費されるもので各個の表示が困難なものにあつては、各こり）に、格付の表示を在庫管理により使用数の管理が可能な証票、又は工場の建屋や床に固定され容易に移動できない印字機により、JAS 0233-1 の箇条 6 の表示事項と同一面で見やすい箇所に、明瞭に付さなければならない。

制定等の履歴

全部改正：平成 15 年 3 月 28 日農林水産省告示第 541 号
一部改正：平成 17 年 12 月 27 日農林水産省告示第 1999 号
一部改正：平成 20 年 12 月 2 日農林水産省告示第 1752 号
一部改正：平成 26 年 2 月 25 日農林水産省告示第 306 号
一部改正：平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 686 号
一部改正：令和 6 年 4 月 15 日農林水産省告示第 783 号
最終改正：令和 8 年 4 月 13 日農林水産省告示第 563 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 8 年 4 月 13 日農林水産省告示第 563 号
令和 8 年 8 月 31 日から施行する。